

## 証券コネクト口座規定

### 第1条（証券コネクト口座）

1. 「証券コネクト口座」は、この規定および GMO クリック証券株式会社（以下「GMO クリック証券」といいます）の定める規定に基づいて、お客さま（個人のお客さまに限ります）、GMO クリック証券および当社の三者間で締結される契約に基づいて当社が提供するサービス（その詳細は、第5項において定めます。なお、以下「証券コネクト口座サービス」といいます。）の提供を受けることができる預金口座です。お客さまからのお申込みに基づいて、GMO クリック証券および当社において、所定の手続きが完了したときに、当該契約が成立するものとし、証券コネクト口座をご利用いただくことができます。証券コネクト口座は1人1口座のみ開設いただけます。提携サービス口座では開設いただけません。
2. GMO クリック証券の証券口座（以下「証券口座」といいます）を開設されていないお客さまは、証券コネクト口座をご利用いただくことはできません。
3. お客さまは、証券コネクト口座のお申込みおよびご利用にあたっては、本規定のほか、GMO クリック証券および当社が別に定める規定にしたがうものとします。
4. 証券コネクト口座の申込みに際し、当社は、お客さまの氏名・生年月日・住所・円普通預金口座番号その他 GMO クリック証券が必要とする情報（以下「伝達情報」といいます）を GMO クリック証券に通知します。GMO クリック証券は、取得した伝達情報をお客さまとの証券コネクト口座にかかる取引以外に利用することはありません。
5. GMO クリック証券および当社は、お客さまの証券コネクト口座の残高情報（以下「残高情報」といいます）を共同で利用します。証券コネクト口座サービスは、当社 Web サイト上にて提供する口座連携サービスをいい、以下の各サービスを含むものとします。
  - (1) 自動ログイン  
お客さまが、GMO クリック証券の所定の Web サイトにログインしている場合、当社のインターネットバンキングに、ID、パスワード入力することなく自動的にログインすることを可能とするサービス。
  - (2) 残高表示  
お客さまが、GMO クリック証券の所定の Web サイト上から残高情報を確認することができるサービス。
  - (3) 証券余力自動振替  
GMO クリック証券の所定の取引において、証券口座の預り金残高が当該取引の取引金額に満たない場合、不足分相当額を証券コネクト口座から証券口座に自動的に入金し、売買等の取引を行うサービス、および証券口座の預り金を GMO クリック証券が別途定める時間に証券コネクト口座に自動的に資金移動するサ

ービス。

(4) 信用保証金維持率リカバリー

GMO クリック証券に同社の信用取引規程に定める信用取引口座をお持ちのお客さまが GMO クリック証券においてあらかじめ設定した利用条件に該当した場合に、お客さまに通知することなく証券コネクト口座から必要な資金を引き落とし、GMO クリック証券を収納機関として、証券口座へ自動的に入金し、設定した信用取引における保証金維持率を回復するサービス。

(5) 信用追証・不足金自動振替

GMO クリック証券で信用取引口座をお持ちのお客さまの取引で同社の信用取引規程に定める追加保証金（以下「追証」といいます）・不足金が発生した場合に、追証金額・不足金額を証券コネクト口座から証券口座へ自動で資金移動を行うサービス。なお、引き落とし時点において、証券コネクト口座の残高が追証・不足金の解消に必要な払戻し額に不足する場合は、当社におけるお客さま名義の円普通預金口座（以下「円普通預金口座」という）の残高から必要な資金を証券コネクト口座へ資金移動し、証券口座へ支払います。

## 第2条（預入れ）

1. 証券コネクト口座への預入れは、次により取扱います。

- (1) お客さま名義の円普通預金口座からの振替による預入れ
- (2) GMO クリック証券からの指示に基づく証券口座からの振替による預入れ

2. 証券コネクト口座へは、為替による振込金の受入れその他第1項各号に定める方法以外の方法での預入れはできません。

3. 第1項第2号に定める GMO クリック証券から当社あての振替指示があったときは、当社はお客さまに通知することなく、かつ、GMO クリック証券からの当該振替金の支払いの有無にかかわらず、当該指示金額を証券コネクト口座に入金します。

## 第3条（払戻し）

1. 証券コネクト口座からの払戻しは、次により取扱います。

- (1) お客さま名義の円普通預金口座への振替による払戻し
- (2) GMO クリック証券からの請求に基づく振替による払戻し

2. 前項第2号において、GMO クリック証券から当社あてに払戻しの請求があったときは、当社はお客さまに通知することなく、また他の規定に基づく払戻しにかかるお客さまの手続きを要することなく、請求金額を証券コネクト口座の残高から引落しのうえ、GMO クリック証券に支払います。なお、引き落とし時点において、証券コネクト口座の残高が、払い戻すべき金額に不足しているときは、円普通預金口座の残高の範囲内で証券コネクト口座へ資金移動し、GMO クリック証券に支払います。また、本項に定める支払

全てを行っても当該払戻しの請求金額に不足する場合には、当該不足する部分に対応する振替請求については取り消されるものとします。

3. 前項において、当社は、GMO クリック証券から請求があったときから引落としが完了するまで、当該請求金額について、証券コネクト口座からの出金を制限します。
4. 第2項および第3項の規定の取扱いをしたことによりお客さまに損害が生じて、当社はその損害を賠償する義務を負いません。

#### 第4条（利息）

1. 証券コネクト口座の利息は、毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 1 円として、当社所定の利率によって計算のうえ、毎月の当社所定の日に、証券コネクト口座に組入れます。なお、利息について徴収すべき税がある場合は、当該税額を控除します。
2. 利息の計算は、1 年を 365 日とする日割計算とし、円未満は切捨てます。
3. 利率は金融情勢に応じて変更することがあります。
4. 前3項の規定にかかわらず、お客さまが円普通預金（決済用）に関する特約を締結している場合には、利息は付利されません。

#### 第5条（口座の休止）

1. お客さまより証券コネクト口座の休止の申出があった場合、当社は証券コネクト口座を休止します。
2. 前項により証券コネクト口座を休止する場合には、証券コネクト口座の利息の清算を行い、元金および利息は円普通預金に入金します。
3. 口座の休止後、再度、証券コネクト口座を利用するには、あらためて第1条と同様の手続きによる申込みをしてください。
4. 証券コネクト口座が休止中でも、オートログインサービスは継続利用することができます。

#### 第6条（取引の制限）

1. 証券口座について、GMO クリック証券が別に定める規定に基づき取引制限等の措置が講じられているときは、GMO クリック証券からの指示に基づき、当社の証券コネクト口座についても、その取引を制限する場合があります。
2. 当社が別に定める規定に基づきお客さまの取引を制限しているときは、証券コネクト口座の取引も制限する場合があります。
3. 前2項の規定により取引を制限した場合、第2条および第3条の取引は行なわれません。
4. 本条に基づく取引制限により生じた損害については、当社は責任を負いません。

#### 第7条（保険事故発生時におけるお客さまからの相殺）

1. この預金は、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、お客さまの当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務でお客さまが保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
2. 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
  - (1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当社所定の方法によりただちに当社に提出するものとします。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から相殺されるものとします。
  - (2) 前号の充当の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充当します。
  - (3) 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 相殺する場合の借入金等の債務の利息、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当社の定めによるものとします。
4. 相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
5. 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがある場合には、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### 第8条（解除）

当社は、お客さまが本規定または当社の定める他の規定に違反した場合のほか、GMOクリック証券が定める規定に違反して証券口座が解約された場合に、お客さまに通知することなく証券コネクト口座の利用に関する契約を解除することができるものとします。

#### 第9条（解約）

1. 証券コネクト口座を解約する場合には、当社所定の方法により申し出てください。
2. 解約金の元金および利息は、円普通預金口座に入金します。

第 10 条（サービスの変更、中止または終了）

当社は、当社 Web サイトその他の方法で告知することにより、本サービスの内容を変更し、または中止もしくは終了することができるものとします。

第 11 条（個人情報の取扱い）

当社は、証券コネクト口座の利用によって当社が取得するお客さまの情報、証券コネクト口座の利用実績その他のお客さまに関わる情報については、証券コネクト口座に係る情報取り扱いに関する同意書に基づき取扱うものとします。

第 12 条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、当社の定める他の規定などにより取扱います。当社の規定は、当社 Web サイト上に掲示します。

第 13 条（規定の変更）

当社は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他合理的な理由により、本規定の変更をする必要性が生じた場合には、本規定の内容を民法その他の法令の規定に従い変更する場合があります。その場合には、当社は変更日および変更内容を当社 Web サイト上に掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。

以 上

（2025 年 9 月 1 日現在）